

厚 総 第 3 5 1 号
平成26年5月27日

各保険医療機関等の長 殿

茨城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

小児医療福祉（小児マル福）制度の改正について

本県医療福祉制度の推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、小児医療福祉（小児マル福）制度につきましては、県の助成対象を外来・入院とも小学3年生までとしているところですが、子育て支援の強化を図るため、下記のとおり、平成26年10月から対象範囲を拡大することいたしました。

これにより、診療報酬請求にかかる法別番号が変更となりますので、下記の内容をご存知いただきますとともに、制度改正に向けた円滑な運用がなされますようご協力をお願いいたします。

記

1 改正の内容

対象範囲の拡大

(現 行) 外来・入院とも0歳から小学3年生まで



(改正後) 外来は0歳から小学6年生まで
入院は0歳から中学3年生まで

※ 窓口で徴収するマル福自己負担金については変更ありません。

外来： 1日600円 月2回まで

入院： 1日300円 月3,000円まで

2 実施予定時期

平成26年10月1日診療分から

3 10月からの受給者証

- ・ 県の助成対象に該当する法別番号は、0歳から中学3年生まで「84」を継続して使用します（中学生は入院のみ）。
- ・ 市町村が単独で実施する助成対象の法別番号は、0歳から小学3年生までは「90」、小学4年生から中学3年生までは「92」を使用してきましたが、平成26年10月以降は0歳から中学3年生まで「90」に統一されます。
- ・ 中学生は、入院(県補助分「84」)と外来(市町村実施分「90」)に分けた2枚の受給者証を持つ場合があります。「84」の受給者証では、外来受診は対象とならないのでご注意ください。

(参考)法別番号について

○現行の法別番号区分

	～小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
県所得制限該当者	84 入院・外来			92 入院・外来 (県制度未対応)					
県所得制限超過者	90 入院・外来			92 入院・外来 (県制度未対応)					



○改正後の法別番号区分 (H26年10月～)

※ 太枠の部分は、入院用と外来用でそれぞれ別の受給者証を交付することになります。

	～小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
県所得制限該当者	84 入院・外来						84 入院 90 外来(県制度未対応)		
県所得制限超過者	90 入院・外来						90 入院・外来		

【受給者証の見本】

(福) 医療福祉受給者証

公費負担者番号	8	4	0	8	1	9	9	0
受給者番号	1	1	1	1	1	1	1	1
被保険者等の 記号及び番号	東西 123456							
保険種別	国保							
保険者番号	0	8	1	9	9	0		
受給者 住所	茨城県東西市南北町 1丁目2番3号							
	〒2700							
受給者 氏名	茨城 太郎							
	生年月日	平成13年4月21日						男
有効期間	平成26年10月1日から 平成27年4月30日まで 【入院のみ有効】							
発行機関名 及び印	茨城県 東西市							
交付年月日	平成26年10月1日							

茨城県保健福祉部厚生総務課
国民健康保険室 医療福祉G
電話 029-301-3171
FAX 029-301-3139
Email koso10@pref.ibaraki.lg.jp
担当 杉山

各保険医療機関等の長 殿

茨城県国民健康保険団体連合会
社会保険診療報酬支払基金茨城支部

茨城県医療福祉制度（小児マル福）の制度改正に伴う市町村医療福祉費支給制度の
法別番号「92」の取扱いについて

診療（調剤）報酬等の請求業務につきましては、平素からご理解ご協力を賜り厚くお礼申
し上げます。

さて、平成 26 年 5 月 27 日付け厚総第 351 号により、平成 26 年 10 月診療分から茨城県
医療福祉制度（小児マル福）が改正され、法別番号「92」は廃止となりますのでご注意願
います。

この改正に伴い、現在、各市町村が単独で行っている市町村医療福祉費支給制度の法別番
号は、0 歳から小学 3 年生までは「90」、小学 4 年生から中学生までは「92」を使用してお
りますが、平成 26 年 10 月診療分以降は、0 歳から中学生まで法別番号が「90」に統一さ
れることとなります。

※ 法別番号「92」の受給者証は、有効期間が平成 26 年 10 月以降でも使用できません。

つきましては、平成 26 年 10 月診療分以降で法別番号「92」のレセプト請求があった場
合は、当該レセプトは返戻とさせていただきますので予めご了承ください。

当該制度の変更に伴う請求業務につきまして、ご理解ご協力を賜りますようお願い
いたします。

※ 平成 26 年 5 月 27 日付け厚総第 351 号は、国保連合会から、平成 26 年 5 月請求分（4
月診療分）の支払額決定通知書に同封して送付しております。

なお、平成 26 年 5 月に請求がなかった保険医療機関等におかれましては、国保連合会
ホームページ（<http://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp>）の「保険医療機関、保険薬局の
皆様へ」からご確認くださるようお願いいたします。

（お問合せ先）

茨城県国民健康保険団体連合会 審査管理課 管理係

TEL 029-301-1557（直通）

社会保険診療報酬支払基金茨城支部 事業管理課

TEL 029-225-5522（内線303）